

平成 31 年度(2019 年度) 都の収去検査により発見された違反食品

番号	違反条文(※)	違反内容	分類	一般名称	検査結果 〔違反項目〕	備考 (行政措置の 内容等)
1	食品衛生法 第 11 条第 2 項	成分規格違反	魚介類及び その加工品	さつま揚げ	成分規格違反 〔大腸菌群〕	製造者に対し 改善を指導
2			乳・乳類等	アイスマルク	成分規格違反 〔細菌数〕 〔大腸菌群〕	製造者に対し 改善を指導
3				ラクトアイス	成分規格違反 〔大腸菌群〕	製造者に対し 改善を指導
4		農薬等の 残留基準違反	肉・卵類及び その加工品	豚枝肉	残留基準違反 〔ワルファリン〕	販売者に対し 販売禁止命令 出荷者を所管する 自治体に通報
5	食品衛生法 第 11 条第 3 項	農薬等の 一律基準違反	その他の 食品	はちみつ	残留基準違反 〔イミダクロプリド〕	製造者を所管する 自治体に通報
6	食品表示法 第 5 条	添加物表示なし	肉・卵類及び その加工品	【輸】加熱食肉製品 (加熱後包装) (中国)	表示に記載のない 添加物を検出 〔アスコルビン酸〕	輸入者を所管する 自治体に通報
7			農産物及び その加工品	【輸】ふくろたけ水煮 (中国)	表示に記載のない 添加物を検出 〔二酸化硫黄〕	輸入者を所管する 自治体に通報

※ 食品衛生法の条番号は平成 31 年度(2019 年度)の表記としています。 ※ 【輸】は輸入食品